



郡山市立公民館運営審議会が
教育長へ答申の内容を報告します



2024年1月31日
郡山市教育委員会
中央公民館
館長 渡邊 信幸

ターゲット 4.7 TEL: 934-1212

SDGs ターゲット 4.7 「全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を修得できるようにする」

郡山市立公民館運営審議会が、郡山市立中央公民館長からの諮問事項に対する答申の内容について、中央公民館長へ答申後、同日教育長へ報告します。

- 1 日 時 2月7日(水) 午前11時
2 場 所 市役所教育長室 (本庁舎5階)
3 答申内容 これからの公民館事業と運営のあり方について
4 出席者 郡山市立公民館運営審議会
委員長 横溝 聡子 様
副委員長 鈴木 和子 様
教育長
教育総務部長

<郡山市立公民館運営審議会>

公民館運営審議会は、社会教育法第29条に基づき、郡山市内の公民館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施について、審議を行っております。

令和4年7月から6回の審議会を開催し、「これからの公民館事業と運営のあり方について」答申内容を取りまとめました。

社会教育法(抜粋)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

<諮問事項(令和4年11月諮問)>

- ・全世代を対象とした生涯学習事業について
- ・若い世代が参加しやすい主催事業について
- ・少子高齢化社会における公民館の運営について
- ・中央公民館と勤労青少年ホームについて



2024(令和6)年に郡山市は市制施行100周年を迎えます!!

ひらけ 未来へ こおりやま